

平成24年1月20日

第2352号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 市場再編整備地域の指定（28・畜産振興課）…………… 1
- 道路の供用開始（29・由利地域振興局建設部）…………… 1
- 道路区域の変更（30・由利地域振興局建設部）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（31・仙北地域振興局総務企画部）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（32・雄勝地域振興局総務企画部）…………… 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課） 3件…………… 3
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（山本地域振興局農林部）…………… 4

告 示

秋田県告示第28号

家畜取引法（昭和31年法律第123号）第19条第1項の規定に基づき、市場再編整備地域を指定するので、同法第24条第1項及び第2項の規定により告示する。

平成24年1月20日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 再編整備地域として指定する区域
秋田県全域
- 2 再編整備の目標
肉畜流通の近代化及び合理化を推進するため、家畜市場を広域的に統合整備して取引の円滑化を図り、もって地域の畜産振興に資すること。
- 3 新設する地域家畜市場
 - (1) 名称 あきた総合家畜市場
 - (2) 位置 由利本荘市大谷字大谷17番地1
 - (3) 登録を受ける者の名称及び住所
名称 あきた総合家畜市場株式会社
住所 由利本荘市大谷字大谷17番地1
- 4 廃止する地域家畜市場

名 称	位 置	開設者の名称及び住所	廃止の時期
広域由利家畜市場	由利本荘市石脇字山の神11番地	秋田しんせい農業協同組合 由利本荘市荒町字厩台1番地1	平成24年3月31日
大曲家畜市場	大仙市高関上郷字高屋敷58番地	秋田おばこ農業協同組合 大仙市佐野町5番5号	平成24年3月31日

注）鹿角家畜市場については、黒毛和種子牛は新市場で、日本短角種及び褐毛和種子牛（地方特定品種）については、現市場での取引を継続する。

- 5 再編整備目標を達成するのに要する期間
平成24年1月から平成33年3月まで

秋田県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年1月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	仁賀保矢島館合線	由利本荘市矢島町荒沢字深沢33番1地先から31番1地先まで

2 供用開始の期日 平成24年1月20日

3 供用開始の区間を公表した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年1月20日から同年2月2日まで

秋田県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年1月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	横手東由利線	由利本荘市東由利老方字扇野67番地4地先	5.00～8.00	0.069
	新	横手東由利線	〃	38.00～65.00	0.069

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年1月20日から同年2月2日まで

秋田県告示第31号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年1月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成24年1月11日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

田村建築

大仙市強首字上野台147番地4

田 村 正 男

秋田県知事許可（般-21）第60130号

3 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成24年1月11日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第32号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年1月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成23年12月28日

- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社和賀組
湯沢市岩崎字岩崎110番地
代表取締役社長 和 賀 幸 雄
秋田県知事許可（般-18）第1900号
- 3 処分の内容
管工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成23年12月28日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年1月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成23年12月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 秋田スイミングスクール
- 3 代表者の氏名
豊 嶋 浩 一
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県秋田市上北手荒巻字堺切24番地の2
- 5 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象として、水泳に対する理解と関心を深め、健全な心身の保持増進をサポートする水泳事業を行い、水泳の復興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年1月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成23年12月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 能代観光協会
- 3 代表者の氏名
広 幡 信 悦
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県能代市
- 5 定款に記載された目的
この法人は、能代市及び周辺地域において、自然、景観、文化などの観光資源の発掘、保存、紹介及び観光客誘致、観光によるまちづくりに関する事業を行い、観光振興と地域の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年1月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成23年12月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 秋田県子育てサポーター協会

3 代表者の氏名

松 村 康 子

4 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市

5 定款に記載された目的

この法人は、未就園児の子育て支援策が手薄のためおきている児童虐待を、地域住民が支えるため、特に在宅子育て家庭（0才～3才）、仕事と子育て家庭の両立支援に重点を置き児童虐待予防のため保育サービス講習会を開催し、秋田県内各地域での子育てサポーターの人材確保と地域の子育て支援者を養成する。

さらに、最近の子育て環境の変化に対応できない現状を解消するため、各市町村の子育て支援策の問題点を各市町村で解決するようなシステムをつくり、保育士、保健師、幼稚園教師、児童民生委員等の子育て支援に携わる関係者と連携し、コーディネイトできるような人材養成のため、スキルアップ講習会を開催する。

また、修了者が各市町村で子育てコーディネーターとして活動し、子育てネットワークの構築や各地域での多様な保育サービス活動を始める事を支援する。

これらの活動により、安心、安全な子育て環境づくりの構築を目指した、児童福祉活動の発展と地域づくりの発展に寄与する。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山本郡藤里町藤琴土地改良区から次のとおり役員
の退任及び就任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年1月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任監事の住所及び氏名

山本郡藤里町藤琴字藤琴130番地
〃 〃 粕毛字清水岱7番地87

田 中 文 雄
田 代 忠 男

2 就任監事の住所及び氏名

山本郡藤里町藤琴字藤琴130番地
〃 〃 粕毛字清水岱7番地87

田 中 文 雄
田 代 忠 男

発 行 者 秋 田 県
購 読 料 金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号

印 刷 者 松原 繁雄